



令和7年6月20日

予算決算委員長 木村清隆様

予算決算委員 あさの えくこ
川 田 青 星
川 村 直 子
小森谷 さやか

議案第9号 つくば市アフタースクール条例に対する修正案

議案第9号に対する修正案を別紙のとおり、委員会条例第26条の規定により提出する。

議案第9号 つくば市アフタースクール条例に対する修正案

議案第9号 つくば市アフタースクール条例の一部を次のように修正する。

第11条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料」を「利用児童（区分2に係る利用児童に限る。以下この条において同じ。）の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合は、利用児童1人につき月額4,000円」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「（区分1に係る利用児童にあつては区分1に係るアフタースクール事業が実施された日数とし、区分2に係る利用児童にあつては区分2に係るアフタースクール事業が実施された日数とする。）をいい、同一の月に異なる利用の区分の利用許可を受けた期間があるときは、それぞれの利用の区分のアフタースクール事業が実施された日数を合算するものとする」を「をいう」に改める。

議案第 9 号 つくば市アフタースクール条例修正案新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条―第 1 0 条 （略） （使用料） 第 1 1 条 市長は、<u>利用児童（区分 2 に係る利用児童に限る。以下この条において同じ。）の 1 月のアフタースクール事業を利用できる日数が 12 日以上である場合は、利用児童 1 人につき月額 4,000 円</u>を利用保護者から徴収する。 2 （略） 3 前 2 項の「アフタースクール事業を利用できる日数」とは、利用児童が利用許可を受けた期間のうち、アフタースクール事業が実施された日数をいう _____ _____ _____ _____。 4・5 （略） 第 1 2 条 （以下略）	第 1 条―第 1 0 条 （略） （使用料） 第 1 1 条 市長は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料</u> _____を利用保護者から徴収する。 (1) <u>区分 1 に係る利用児童の 1 月のアフタースクール事業を利用できる日数が 12 日以上である場合（次号に掲げる場合を除く。）</u> <u>利用児童 1 人につき月額 3,000 円</u> (2) <u>区分 2 に係る利用児童の 1 月のアフタースクール事業を利用できる日数が 12 日以上である場合</u> <u>利用児童 1 人につき月額 4,000 円</u> (3) <u>利用の区分にかかわらず、利用児童の 1 月のアフタースクール事業を利用できる日数が 12 日以上である場合（前 2 号に掲げる場合を除く。）</u> <u>利用児童 1 人につき月額 3,000 円</u> 2 （略） 3 前 2 項の「アフタースクール事業を利用できる日数」とは、利用児童が利用許可を受けた期間のうち、アフタースクール事業が実施された日数<u>（区分 1 に係る利用児童にあつては区分 1 に係るアフタースクール事業が実施された日数とし、区分 2 に係る利用児童にあつては区分 2 に係るアフタースクール事業が実施された日数とする。）をいい、同一の月に異なる利用の区分の利用許可を受けた期間があるときは、それぞれの利用の区分のアフタースクール事業が実施された日数を合算するものとする。</u> 4・5 （略） 第 1 2 条 （以下略）